

## 小学生向け松江市消防団副読本制作業務委託 提案内容評価要領

松江市が実施する「小学生向け松江市消防団副読本制作業務委託」プロポーザルにおける優先交渉権者の選定は、下記に掲げる方法による。

### 1 審査委員会

- (1) 提出された提案書等の審査は、小学生向け松江市消防団副読本制作業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が実施する。
- (2) 審査委員会は、提出された提案書等を「小学生向け松江市消防団副読本制作業務委託プロポーザル審査基準」に基づき審査し、優先交渉権者と次点の交渉権者を選定する。

### 2 優先交渉権者の選定方法

- (1) 優先交渉権者の選定は、提出された提案書等の審査結果及び提案者による提案内容のプレゼンテーション結果等から行う。
- (2) 提案書の内容が小学生向け松江市消防団副読本制作業務委託プロポーザル募集要項及び小学生向け松江市消防団副読本制作業務委託仕様書の要求項目を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには「小学生向け松江市消防団副読本制作業務委託プロポーザル審査基準」に示す各項目の配点内で、提案内容の評価に応じて評価点（100点満点）を与える。
- (3) 評価点が最も高い者を委託候補者（第一交渉権者）とする。
- (4) プロポーザル参加者が1者の場合でも、同様に審査により選考を行う。また、評価点の合計が満点（100点）の6割（60点）に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。

小学生向け松江市消防団副読本制作業務委託プロポーザル審査基準

| No. | 分類        | 審査項目         | 審査の視点                              | 配点  |
|-----|-----------|--------------|------------------------------------|-----|
| 1   | 業務遂行能力    | a 類似業務受託実績   | 同種又は類似業務の実績はあるか                    | 5   |
|     |           | b 地域精通度      | 松江市または島根県において類似業務実績があるか            | 5   |
|     |           | c 業務実施体制     | 業務遂行にかかる体制が十分に整っているか               | 5   |
| 2   | 価格        | 価格           | 提案内容に対し適正な見積額であるか                  | 10  |
| 3   | 業務理解      | a 業務内容の理解度   | 目的、条件、内容等について理解した考え方が示されているか       | 5   |
|     |           | b 業務実施スケジュール | 無理のない業務計画を組んでいるか                   | 5   |
| 4   | 企業提案      | a 的確性        | 消防団に対する理解度が高く、事業目的に對し的確な提案がなされているか | 10  |
|     |           | b 提案         | 当該業務に必要な事項が確認でき、テーマに對してふさわしい内容であるか | 10  |
|     |           | c 目線         | 対象に配慮した視点・表現がなされているか               | 10  |
|     |           | d 工夫         | 興味関心を高める工夫がなされているか                 | 10  |
|     |           | e 適用         | 消防団の出前授業等に活用が見込めるものとなっているか         | 10  |
| 5   | プレゼンテーション | プレゼンテーション    | ・内容が明確かつ簡潔なものか<br>・本業務に対する意欲があるか   | 10  |
| 6   | ヒアリング     | コミュニケーション能力  | 質問に対する応答が的確かつ迅速か                   | 5   |
| 合計  |           |              |                                    | 100 |

- ・評価の際は、各項目の主な着眼点を参考に、審査項目ごとに5段階で評価を行う。
- ・評価の際には、「普通」を基準として、それよりもどの程度優れているかまたは劣っているかを判断するものとする。
- ・評価には、下記のとおり対応する点を設け、当該項目の点数とする。  
 大変優れている・・・1, 3及び6の各項目は5点、2, 5及び4の各項目は10点  
 優れている・・・・・・1, 3及び6の各項目は4点、2, 5及び4の各項目は8点  
 普通・・・・・・・・・・1, 3及び6の各項目は3点、2, 5及び4の各項目は6点  
 劣る・・・・・・・・・・1, 3及び6の各項目は2点、2, 5及び4の各項目は4点  
 大変劣る・・・・・・1, 3及び6の各項目は1点、2, 5及び4の各項目は2点